

別表十六(六)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十六(六) 合八・四・一以後終了事業年度分

I 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書					
繰延資産の種類	1				
支出した年月	2				
支出した金額	3	円	円	円	円
償却期間の月数	4	月	月	月	月
当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数	5				
当期分の普通償却限度額	6	円	円	円	円
		$(3) \times \frac{(5)}{(4)}$			
旧租税特別措置法適用条項	7	( 条 項 )	( 条 項 )	( 条 項 )	( 条 項 )
特別償却限度額	8	外 円	外 円	外 円	外 円
前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	9				
合計	10				
		$(6) + (8) + (9)$			
当期償却額	11				
償却額	12				
前期までの償却額	13				
同上の額	14				
差引合計	15				
		$(13) + (14) - (15)$			
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	17				
		$((12) \text{ と } ((8) + (9)) \text{ のうち少ない金額})$			
当期において切り捨てる特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	18				
差引翌期への繰越額	19				
		$(17) - (18)$			
翌期額への繰越額	20				
当期分不足額	21				
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	22				
		$((12) \text{ と } (8) \text{ のうち少ない金額})$			

**「9」欄**

特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」
- ② 「区分番号」欄：「00187」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23				
支出した金額	24	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25				
当期償却額	26				
期末現在の帳簿価額	27				